第４号様式（第９条関係）

流山市教育委員会指令第　　　　号

　　年　　月　　日

流山市学校施設利用許可（不許可）書

　　　　　　　　様

流山市教育委員会　印

　　　　　年　　月　　日付けであった流山市学校施設の利用の申請については、流山市学校施設利用規則第９条の規定により、次のとおり許可（不許可と）します。

１　許可

|  |  |
| --- | --- |
| 利用学校施設名 | 流　山　市　立　　　　　　　　　　　　　学　校 |
| 利用する学校施設の種類 |  |
| 利用の目的 |  | 登録決定番号 |  |
| 利用の日時 |  |
| 利用の区分 | 全部利用　・　一部利用 | 利用人員 | 名 |
| 利用設備 |  |
| 利用備品及び数量 |  |
| その他 |  |

２　利用の条件

（１）利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　　　ア　学校敷地内または敷地周辺で、火気を使用し、又は喫煙をしないこと。

　　　イ　学校施設その他物件を汚染し、き損し、滅失しまたは紛失しないこと。

　　　ウ　立入りを禁止した場所に立ち入らないこと。

　　　エ　所定の場所に備え付けた物件を移転しないこと。

　　　オ　トイレを利用したときは、清掃するとともに消耗品を補充すること。

　　　カ　自動車による来校をしないこと。ただし特に学校長の許可を受けた場合はこの限りではない。

　　　キ　団体構成員以外の者に学校施設を利用させないこと。ただし対外試合や講師招へい等の正当な理由があり、学校と協議の上で許可を受けた場合はこの限りではない。

　　　ク　宗教活動又は政治活動のために学校施設を利用しないこと。

　　　ケ　公の秩序又は善良な風俗を乱さないこと。

　　　コ　関係職員の管理上必要な指示に従うこと。

　　　サ　火薬類その他危険な物を携帯しないこと。

　　　シ　健康が優れないときは、利用しないこと。

　　　ス　監護を要するものは、監護人を同伴すること。

　　　セ　酒気を帯びて利用しないこと。

　　　ソ　運動場の照明設備並びに体育館の照明及び空調設備を利用する場合は、当該設備の利用に係る電気料等の実費相当額を教育委員会に納付すること。

（２）利用者は、利用の許可を受けた学校施設以外に学校施設を利用してはならない。

（３）利用者は、関係職員に学校施設利用許可書の提示を求められたときは、当該関係職員に利用許可書を提示しなければならない。

（４）その他

３　不許可

　　理由

教示

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文を定める規則（平成１７年流山市規則第１４号）別記第１に準じた教示の文を付すこと。